

<h1>議 事 録</h1>		作 成 日	令和2年7月27日（月）
		作 成 者	市民部 税務・国保課
会 議 名	第4回宮津市市税等のあり方検討委員会		
開催日時	令和2年7月24日（金） 13:30～15:32	開催場所	宮津市福祉・教育総合プラザ 第1コミュニティルーム
出席委員	小谷 典夫：宮津市自治連合協議会 副会長 黒岡 芳子：宮津市地域女性の会 会長 山口 孝幸：宮津商工会議所 専務理事 富野暉一郎：元福知山公立大学 副学長 柏木 千春：流通科学大学 教授 田中 治：同志社大学 教授 川勝 健志：京都府立大学 副学長		

内 容
<p>1 挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富野座長から開会にあたっての挨拶
<p>2 議題</p> <p>市の財政状況、市税等の状況、財政健全化の取組状況について</p> <p>座長） それでは、議事を進めてまいります。委員の皆様よろしくお願いたします。</p> <p>本日は、提言事項の2つ目「宮津市にふさわしい市税のあり方」を中心にご議論をいただきたいと思ひます。</p> <p>はじめに、資料1の提言書案のうち「宮津市行財政の改善点」について 皆様からご意見があればお伺ひいたします。ご意見はございますでしょうか。</p> <p>特に無いようですので、ご承認・ご賛同いただいたものとさせていただきます。</p> <p>次に、本日の資料について事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局）【資料2の説明】</p> <p>当市は天橋立を有する観光地でありますので、その特性から観光PRなど観光施策に多くの費用を投じております。観光都市であるがゆえに定住人口規模以上に実施する社会インフラ関係費も多くかかっております。いずれも標準的な経費以上に費用を投じているところであり、資料2はその状況を示しているものであります。「基準財政需要額」とは宮津市規模の財政で必要とされる経費です。その右欄の「対応する市予算（一財）」は、本市が実際に投じている一般財源でございます。消防費で見ますと、標準的には3億1,400万円、これに対し本市は一般財源で約4億円を投じており、標準的な経費と比べ約8,600万円多く支出しているということになります。次のページは各費目の数値をグラフ化したものであります。本市の投資費用が標準費用に対してどのくらいの割合で投じられているのかをグラフにしたものです。100%の点線が標準的な費用を示しています。丸で囲った部分の経費につきまして、本市が標準的な経費以上に多く投じているということがわかります。例えば、商工行政費（観光）がありますが、本市は観光都市でありますので、標準経費の約6倍の費用を投じているということがわかります。その他にも、都市計画費、下水費、学校費、清掃費などが標準以上に多く投じている状況にあります。</p>

【資料3の説明】

はじめに、市税の状況をご説明いたします。市税収入は年々減少しております。類似団体との比較では、本市の1人当たり税収は高い水準にあります。個人市民税は標準税率を採用しています。法人市民税の均等割、法人税割とも超過税率を採用しており、制限税率の上限を採用しております。固定資産税は超過税率を採用しており、都市計画税も課税している状況であります。市税の今後の見込みは、平成30年度の24.9億円が令和22年度には18.2億円にまで落ち込むものと試算しております。その資料については2枚目以降に添付しております。今後も本市が観光的に持続していく上で、観光施策の維持充実のための費用は不可欠であろうと考えているところでありますので、市民にこれ以上の負担を求めるのは非常に厳しいと考えております。今後の観光施策の維持充実のために必要となる財源については、受益者負担の観点から、観光の受益が大きい観光客から負担を直接求める税制の検討が必要であると考えております。その税目の検討におきましては、他市町村で導入している「宿泊税」「入湯税超過課税」が考えられるところであります。

次に「観光関連施策等に充当する一般財源とその負担イメージ」であります。

狭義の観光施策として、観光PR・観光イベントに充当している観光費についての負担割合を示しています。本市の観光費に充当している一般財源は1億1,400万円で、その内訳としては、下欄の左に1,400万円とありますのは、本市規模の標準費用であります。仮にであります、観光客が直接負担している入湯税3,700万円全てを観光費に充当した場合は、標準費用に対して6,300万円を市民が多く負担しているということが言えるかと思えます。

次に、広義の観光対策費として、定住人口以上に実施する社会インフラ関係経費の状況であります。資料2で標準経費を上回っていると説明しました消防費等は13億5,400万円を投じております。これは標準費用の7億3,800万円を大きく超過しています。仮に右側の9,100万円、観光関連事業者からの税収を全て充てたととしても、5億2,500万円を多く市民が負担していることとなります。

本市が観光都市であるがゆえに、必要な事業として定住人口以上の行政サービスや社会インフラの整備を実施しているということでもあります。これらの、狭義・広義の観光施策について、受益者負担の原則を考えたときに観光の受益は観光客であるので、受益の度合いも考慮しながら、本市が観光都市として持続的に発展していくためには、狭義の観光施策に充当することに限定して、観光客から直接負担を求める税制を検討する必要があるのではないかと考えております。検討の税目としては「宿泊税」「入湯税超過課税」が考えられると思っております。

次のページは「受益者である観光客から負担いただくためには」として、仮に入湯税を引き上げた場合、宿泊税を導入した場合の試算を示しております。

入湯税を50円引き上げた場合は1,300万円、100円引き上げた場合は2,500万円の増収となります。宿泊税では、100円の場合は5,600万円、200円の場合は1億1,200万円の増収になることを示しています。

【資料4の説明】

資料3で説明しました狭義の観光施策費の総事業費であります。中欄には今後新たに展開していかなければならない事業を記載しております。その下には、その課題も記載しております。事務局からの説明は以上です。

座長) 今までの議論の中で、行財政改革と観光に関する市税についての議論がありました。業
財政改革については、市民にこれ以上の負担を求めることは厳しいとされる中で、それを
構造的に本市の財政の厳しさをどのように理解し、その改善の方向をどうするかについ
ては、皆さんの分析や議論がありまして、その点は提言の内容に反映されているものであ

ります。こちらは行財政構造改革ということでまとめられています。

ここで議論すべきことは、観光に関する財政的な対応、税を含めた考え方ということでございます。非常に大きな観光に関する政策費用を支出している。これに対して、観光によって得られる財源は少ない状況である。その差が結果的に市民の皆さんに負担として跳ね返っている状況であるので、それについてどう考えるか。ここに挙げられているのは、入湯税と宿泊税で、入湯税については現在も徴収されています。いくつかの自治体で実施されている超過税率について、このまちに合うものかを議論しなければなりません。もう一つ、現状の入湯税は3,700万円ではありますが、この用途・内容について、どのようなことに使われているのかという問題と、入湯税の若干の負担増を考えた場合に、観光客の皆さんに負担してもらうにはどうしたらよいかという議論があります。今の事務局からの説明を踏まえて、委員の皆さんのお考えを出していただいて、議論を進めていきたいと思えます。いかがでしょうか。

委員) 宮津市は観光で生きていくということだと思いますが、資料2の基準財政需要額は一般的な標準経費であり、それに対応する市の予算があるんだと思います。グラフでは商工行政費(観光)が飛び抜けて多くなっていますが、これはパーセンテージのグラフであるので、重点的に予算を配分していることは分かります。これは、宮津市からみれば標準が低いのではないかと思います。だから、もっと観光に力を入れるのであれば、この辺りにもっと重点的に予算を配分しても、宮津市にとっては必要な財政措置だと思います。ただ、観光に携わっている方の就業人口がどれくらいいるのか。農業をしていると観光ばかりにお金が回っていないかという思いがあって、観光振興に力を入れて予算を配分した時に、就業人口の少ないところにはばかりにお金が入って、自分たちのところには回ってこないのではないかという思いが発生しないのかというジレンマがあります。

事務局) 基準財政需要額は、地方交付税の算定の際の1つの指標というものです。自治体の大きさなどによって数値を示しているものであって、この数値が1つの参考になるのではないかと思います。その上で、多く投じる少なく投じるは市町村の判断であります。

先ほど、観光就業者数についてご質問がありました。申し訳ありませんが、数値は持ち合わせておりません。観光は裾野の広い産業と言われております。そこにお金を投じた場合、農業や商業にもうまくお金を回していき、仕入れなどをする。そのための窓口として観光業を使っていかななくてはならないと考えています。もう一つ、天橋立だけにお金を使っているのではないかという指摘もありますので、観光施策はしっかりと広がるようやっしていかななくてはならないと考えております。このような中で、市民感情として観光ばかりやりすぎでないかというご意見があります。従いまして、こういったことを踏まえてご提示しましたとおり、観光経費を減らすわけにいかない、ただし市民にも税金で負担してくださいということも難しいということで、受益者である観光客の方にもう少し負担していただければということ、今回提案させていただいたところあります。

座長) 行政の投資が、市民の皆さんの生活に潤いをもたらしているのか、あるいは向上させているのかという実感をどうやって持っていただくのかという問題です。それについて説明いただいたところでありますので、これからの議論を進めていきたいと思えます。

委員) 資料3について、これだけ観光に対しての額がある。観光客の負担があり、残りを市民が負担しているということでした。この中で、受益がある観光客から負担を取るべきでないかということで、入湯税なり宿泊税の場合、それぞれこのぐらい増収になるというお話でした。観光客に一定の負担をしていただくことですが、宿泊税なら京都市や東京都、大

阪市といった大都市が、宿泊施設を利用するお客様から税を徴収して、それをいろんな施策に充てている中で、果たして18,000人程度の市で宿泊税がよいものなのか。これを徴収すれば簡単に税収として入ってくるんでしょうが、この宮津を含めた丹後、北部地域は、海の京都という観光エリアの中で観光客が周遊されて、その中でこの地域にお金を落としていただくという広域の観光産業であります。このような中で、宮津市だけが宿泊税をやっていくのかという素朴な思いと、例えば京丹後市に宿泊して天橋立を観光する、あるいは宮津市に宿泊して丹後を観光して帰るという海の京都の周遊観光の中で、それぞれの連携の中で観光が成り立っていると思います。本当にこのまちだけで議論、宮津市の財政だけの議論でよいのか。やはり、観光というものは宮津市だけで成り立っているものではなく、海の京都全体で成り立っているんだという視点からすると、もう少し広い意味での議論が必要ではないかと思います。将来的にはきちんと検討して、財源として観光振興に充てていくべきなんだろうなと思いますが、宮津市だけでなく海の京都として議論されるべきと、あるいは、海の京都を運営するための1つの財源に市町が議論するのだろうと思います。入湯税については、法で消防や衛生や観光に充てなさいということでもありますから、そういうものに今後も充てていこうと思います。これも100円や200円上げれば財源は確保できると思いますが、これも全体的な議論が必要なんじゃないかと思います。

丹後地域全体と海の京都DMOを含めた観光客のあり方の中でとなると、少しひっかかることはありますが、全てが反対ではありません。

座長) 財源のあり方については微妙なところがありますが、さまざまな観点を考慮しなければならないというご意見であります。

委員) 京丹後で泊まると安い、宮津は高いということをよく聞きます。宿泊税によって更に高くなると、天橋立は観光だけで素通りして、宿泊は他のところということになりかねない。また、これだけ観光に力を入れているのだから、観光に携わっている事業者の人たちも、もっと協力できないのかと思います。よく要求、要望ばかりされているように聞きますが、もっともっと地域のことを考えて、何かにつけて協力体制が出てくれば、宮津市にとって良いのではないかと思います。

座長) 観光に携わる皆さんと、それに関連する産業と市民の皆さん、それぞれの立場は違いますが、考え方をつないで全体として連携して解決していくのが望ましいことだと思います。それぞれが主張するだけでなく、どうすればうまくつながっていくのかという議論が、税だけでなく観光そのものについても議論ができればと思います。

委員) 資料3について、「市民にこれ以上の負担を求めるのは厳しい」というのは、観光のためにという意味ですか。

事務局) 財政状況が厳しいという中で、現在の税率も超過課税となっているものもありますので、観光に限らず全体として厳しいということでもあります。

委員) 資料3の数値を確認すると、観光のための費用のうち大部分を市民自らが負担しているという形になっている。狭義の観光施策でいうと7,700万円で68%ぐらい。広義の観光施策では40%ぐらいの状況で、かなりウエイトが高いということが確認できる。やはり、大前提として、宮津市は観光のまちですが、観光というものに対して市民の合意がどれくらいあるのか。これだけの負担をして観光に投資するというに、どれくらいの市民合意が取れているのかということ、もう一度確認する必要があるのではないかと。その際に、

行政側として求められることは、観光に投じたことへの市全体への波及効果を説明していかなければならない。観光業者にそれなりの便益が及ぶのは当然のことで、市民全体で支えているのがどれくらいあるのかということになると、市全体にどのような波及効果があるのかということを示していかなくてはならない。具体的には経済的な効果であったり、財政的な効果、あるいは貨幣的な価値だけでなく社会的な効果、外から人がたくさんやってきて賑わう、高齢化が著しい中で若い人がやってくることで元気が出るような会話が生まれる、人と人とのつながりが生まれるといったことなど、貨幣価値に換算することが難しいというのを、それだけに限らない効果というものがきっとあると思います。正確に測定するのが難しくても、そこに至るプロセスというものを、もっとやっていかなくてはならないと思いました。

この委員会では、税収効果が我々が想像していたよりも上がっていない、観光関係からの税収が上がっていない話は確認済みですし、資料の数値を見ても全体の6.7%ぐらいしか税収効果がないということでもあります。ここをどう考えるかということで、つまり観光に大きく投資をしたとしても、税収効果ということに関しては上がってこない可能性があります。税収効果が低いということを申し上げましたが、この資料にあるのは、法人市民税、固定資産税、個人住民税ですが、特定は難しいですが、地方消費税の税収効果もここに含めないといけません。本来、観光業はサービス業でありますので、消費税収というものが上がっているはずで、地元でどれだけ消費したかということです。これを含めると、もう少し税収効果は上がっている可能性はあります。ここは今後の課題としてアプローチしていかなくてはなりません。

前に発言されていましたが、仮に宿泊税を導入するとなった場合には広域的な視点が必要ということです。観光客の皆さんから一定の負担をしてもらうということは、別に悪いことではないです。世界的にみても特別なことではなくて、観光のまちであれば当然に受益している観光客に負担をしていただく。そのことによって観光客が減ったということは聞いたことがないということを考えたときに、これは検討の価値ありということになります。ただし、このエリアでの観光を考えたときに、海の京都の範囲が適切な広域的な範囲と考えた場合には、そのレベルでDMOという組織もあるわけですから、その運営の主要財源の1つとして宿泊税の可能性を検討する価値はあるのではないかと。ただし、宮津市が先導をきってやるのも悪くないですが、近い将来に海の京都レベル、近隣自治体の広域的な視点からの課税というのもあり、相互に宿泊税を徴収してDMOに負担金を収集させるような形で運営してもらうことをやるのが、受益の負担の関係を考えたときには、最も望ましい形になるのではないかと思います。

ダイレクトに観光を自らの営みにしていることだけでなく、観光業にいろいろな農産物を卸しているなど産業は連関していると考えたときに、必ずしも恩恵を受けているのはダイレクトに観光業をやっている人たちだけではない。この産業連関がどういう形で有機的に連帯して、どれだけの効果を上げているのかを追いかけていかないと。観光のまちを謳う以上、産業も連関しているんだということを表に出していくことをしていけないと、自分たちも実は恩恵を受けていることに気づかないこともあります。そういったときに、もう少し市民全体の合意、事業者全体の合意がやりやすくなるのではないかと思います。

座長) 貴重なご指摘をいただきました。事務局に聞きます。1点目は地方消費税のデータが手元にあるか。集計はしているか。2点目は産業連関表は宮津市にあるか。

事務局) 地方消費税のデータは手元には無いですが、集計はしています。産業連関表は平成28年度に作成しており、この委員会でも資料としています。中身の説明まではできておりま

せん。

座長) せっかく作っているのですから、市民の皆さんにもこういう効果があると説明するとき、非常によい資料となります。

委員) 資料3について、「市民にこれ以上の負担を求めることは厳しい」ということを考えた場合、何に基づいて難しいといっているのか、政治判断である場合は極めて簡単です。この委員会が立ち上がったのも41億円の財源不足の解消というところが出発点です。その意識は明確に持って進めた方がよいと思います。ただし、増税をした場合は市長にとっても有利にならないわけではありますが、きちんと理由があって市民に負担を求めるのであれば、王道の住民税や固定資産税に財源を求めるとか、適正な運用によって今以上に税収が上がるのであれば、それでもいいとか。もう一つは市民感覚もあります。税負担の大きいところには住みたくないとか、そのような思いを持ってもらうと困るわけで、本当に市民に今以上の負担を求められないということであれば、それらしい理由をはっきりさせた方がよいと思います。

広義の観光対策で、定住人口規模以上に実施する社会インフラの関係で、市民全体が多く負担しているということでありましたが、逆に言うと市民が受益しているということでもあります。負担の裏返しが受益であるとする、市民が消防とか清掃とかの施設を利用しながら、それなりの生活を営んでいくベースがある。観光というと自分の生活に無関係なものかということそうではない。インフラの整備と利用というものは、必ずしも観光客のためにするというよりは、観光客は一部としてあるものの、市民生活をより豊かに、あるいは観光施策を柱にしながら市の特性をどう活かすかで、良いまちを作っていくということ。その結果、市民の生活水準も上がるという良い意味での循環関係があるので、これだけを見ると、市民が多く負担していることだけの印象を与えかねないので、説明の仕方を留意された方がよい。

いろいろな目的の観光客が増えることがあって、宿泊税や入湯税は非常に注目を集めています。市単位で宿泊税を作る場合と都道府県単位で作る場合の違いは何なのかということですが、典型的には目的と効果です。大阪府や宮城県の場合には基本的には観光政策です。圏域全体で観光を進めていこうという発想、広域で観光に訪れていただく観光客の受益に対するものという作り方をしています。一方で、京都市や福岡市などはその市が持っている特性を活かす、今の観光施策をより発展させて、大きな事業や取組をする際の財源として必要だという発想。市レベルと広域レベルで考える場合とがあり、そこは整理が必要なおところです。

この委員会が作られた出発点に立って、41億円の財源不足が見込まれるというところを何とかしないとイケない。1つ目には、今の制度の範囲で徴収や執行体制で改善できるものは最大限に追及する。2つ目に、市が本来持っている住民税や固定資産税をどうするのか、現行の税制の範囲をまずみる。3つ目に、すでに徴収している入湯税をどうするのか。その上で、本当に必要性があり広域的な観点から見通しが得られるのであれば、宿泊税も併せて考える。考えていく順番があり順番を踏んだ上で、計画を作っていくかを決めていただければよい。

座長) 今のご指摘は、そもそもこの委員会は何のために作ったのかが議論の出発点、例えば、「市民にこれ以上の負担を求めることは厳しい」と書かれていますが、今の財政状況でそれでいいのか、根本的に見直そうということから出発していますので、他の自治体と比較して、これ以上の負担を求めるのは厳しいと言い切って良いものかという問題があります。そういう意味では、この委員会はそれらの枠組みを取っ払って、改めて分析をして議論し、

必要最小限のことを持続的にできるような仕組みをどうしたらよいかという議論をしていますので、柔軟に構造的にきちっと議論することが前提ですので、市の方にもご理解をお願いしたいと思います。

今までの資料は予算の費目で仕分けしていますが、中身を十分に精査して市民の皆さんの負担の部分を咀嚼して提示しないと、非常に誤解を与える可能性がある。市民の皆さんに提示される場合は、工夫をされた方が良いのかもしれない。

委員) インバウンド観光を推進していくということは、イコール国際的な競争環境に身を置いていくということになるんだと思います。それは、世界水準で観光地の経営をどうしていくのか、世界とどうやって戦っていくのかを考えないといけない。基本的に財源の確保のあり方と情報公開というのは、世界と違っているなと感じるところです。世界では財源をどのように確保していくかということ、宿泊税やリゾート税をしっかりと観光客から取っていく。結構な額を取っているわけです。それでも行きたい憧れの地には誰でも行くわけです。ハワイでも1泊 13%~14%を取られますが、それでも行きたいとたくさんの方が訪れているわけです。憧れの地をどうやって作っていくかということと平行して税ということなんでしょうけれども。

もう一つは、情報公開をきちっとしていく。投資とリターンをきちんと明示していくということです。通常の情報公開の中では、どのように使われたかということと、どのような効果を上げたかということを示すことが重要だと思います。実際に、他国の地域では普通にやっています。その際に、経済的な指標と社会的な指標があって、日本の場合はどちらかということ、今まで市と観光協会が出しているもので、経済的指標の一部でありました。観光客が何人来たとか、いくらお金が使われたとかということだけしか出さなかったもので、市民に響かないし、中には観光事業者にとっても、あまり関心の無い数値だったかもしれません。他国での経済的指標はそれだけではなくて、地域内でどれだけ調達したか、農業従事者の人たちからどれだけ購入して利用したかもきちんと明示するわけです。また、社会的な指標でいえば、どれだけ雇用を生み出したかと観光従事者のうち地元民がどれだけ働いているのかのことも明示しています。財源を取ったときに、警察や小学校の維持費等に使われたこともしっかりと明示している。そういったことが分かると納得感が得られると思います。観光客が来ることによって社会のインフラが支えられていることが分かれば、心からおもてなしをする気持ちも生まれてくるのではないかと思います。

具体的に受益者負担を考えたときに税をどのように進めていくか、進め方の手順としては、まず宮津市単体で早く始めるのであれば、入湯税からやるのが手っ取り早いです。

先日、那須塩原市で打合せをしました。那須塩原市は別荘エリアであり塩原温泉という温泉地でもあります。市民からは、東京からお客さんが来るのは怖いという不平不満もいっぱい出ており、一方で、事業者も事業をしていきたいが家族の健康も大事であることや住民の目を感じる。でも、お客さんが来なかったら困るという状況の中で、どうしたら良いのかという議論をしていました。結論から言うと、入湯税を超過課税してそのお金を医療体制に使っていくということで、従業員に対してもPCR検査を定期的実施していった情報公開をしていくということのプレスリリースを受けました。そのことに対しても住民は納得するコメントを出していましたが、加えて観光事業者の皆さんも、これまで宿泊税や入湯税の超過ということに対しては、否定的、好意的でなかったわけですが、今回に関してはポジティブに捉えてくださっていました。

宿泊税については、海の京都DMOとしてやるべきだと思います。観光客の感覚からすれば行政区域は全く関係がなく、県境も市境も関係ない。海の京都として一帯でやるべき問題で、それをやるには時間がかかってしまうので、それまで体力が持たないかもしれないので、まずピンポイントでやれるものとして入湯税から進めたらどうかと感じています。

座長) 今のご意見は、入湯税と宿泊税の対応は少し違ってくるのではないか。その中でも入湯税については、事業者により影響を与えるだけではなくて、社会で支える仕組みも含めて活用の仕方があるのではないかというご意見でした。それをすると、市民の皆さんもより身近なものとして、バックアップすることもあり得るのではないかということでした。

今のご意見を踏まえて、自治振興課長様からご意見をいただきたいと思います。

自治振興課長) 過去から、宮津市は多くのことに取り組んでいただいた中で、まだ財政状況が非常に厳しいということでもあります。今まで取り組んできた以上のことをやる必要があります。類似団体と比べて多いという人件費は当然ですが、公債費とかランニングコストが発生するような建設事業費、このあたりは当然です。聖域といわれる社会福祉関係経費の中でも削減ができるものがないかどうか、住民からみればサービスの低下とも捉えかねられないことがあるかもしれませんが、公共施設のあり方も含めたサービスの見直し、市役所内外に痛みを伴う内容も必要になってくるのではないかと思います。その効果が持続的なものとなるように、普段からの見直しが重要になってくるのではないかと思います。

歳入面においても、宿泊税や入湯税に言及がありましたが、観光からの税ということでもあります。昨今のコロナの影響もあり、宮津市の基幹産業である観光業にも大打撃を受けており、今後税収が非常に厳しい状況でありますので、41億円の財源不足が広がった状況でスタートしている可能性があります。

観光の新税については、市単独での導入は厳しい面がありますので、それは京都府でしたら海の京都だけでなく、森の京都、お茶の京都とありますので、そういったDMOを中心に広域的な自治体で圏域を組んでいることもございますので、そういった枠組みを活用してというのも、非常に有効だと考えております。

現在の財政状況や行革の必要性を市役所の職員だけでなく、市議会、住民の皆さんが共有して共通の認識を持って、全体の意識を合わせて進めるということが大切であります。また、行革の効果は非常に見えにくいものでありますから、今後は見える取組をしっかりと進めていただくことが大切ではないかと思います。

座長) 次に、副市長様からご意見をいただきたいと思います。

副市長) 税の関係を含めまして宮津市は非常に厳しい状況にあります。本日の議題でもある新たな税については、委員の皆さんからご指摘がありましたように、市民が納得する、事業者の納得を得るとということが非常に大切であります。その中で見える化はしっかりとやっていきたいと思っております。また、市民にこれ以上の負担を求めるのは厳しいと書いておりますが、あくまでも今の税制の中で言えば、例えば固定資産税を10%に上げるとかはできないことでもあります。決して市民に何も求めないのではなく、適正に求めていかなければならないと思っております。観光客に全ての財源を求めようとは思っておりません。多くの部分を市民が負担している状況であることから、例え1,300万円であっても積み重ねていくことでしか、宮津市の財政健全化はできないと思っております。

宿泊税については、皆さんからご意見をいただいたように、宮津市のレベルでの宿泊税は厳しいのではないかと思います。入湯税の超過課税は、宮津市だけが導入するとなぜかといわれる方も出てくると思います。京丹後市の温泉や城崎温泉は入湯税が150円でありますから、特に事業者の方からは宿泊客が少なくなったらどうするのかという話も出てくると思います。そこは、しっかりと事業者の皆さんと進めていかなければなりませんし、何よりも入湯税を何に使っていくのかということを示していきたい。観光施策が自分たちにとって必要なんだということを感じていただくようやっていかなければならな

いと思っております。

座長) 皆さんからご意見をいただきましたので、まとめをしていきたいと思えます。

論点は3つあると思っております。1つは入湯税をどうするのか。なぜ入湯税かといいますと、議論が不十分な状態で入湯税を上げるといふと、事業者の皆さんは納得するのだろうか、市民皆さんがなぜ入湯税をという疑問がありますので、議論を深めておきたいと思えます。2つ目は宿泊税です。宿泊税についてはすでに出ているように、広域的な対応であり基礎自治体での対応は基本的に性格が違ふということを前提として考えなければなりません。現下のコロナ禍が深刻な状況である中で、どの程度必然性があるのか、あるいは、根底から税制として課税できるのか課題があるので、その辺りを議論いただきたいと思えます。3つ目は今後の税収をより良い方向へ持っていくために、財政改革で支出を絞り込むだけでなく、どうしていけば税収がプラスになる要素があるのかという議論の本題ではありませんが、これは新しい税を作るのではなく、どうしたら税収が上がるのかということをお可能でしたら議論したいと思えます。

それでは、1つ目の入湯税についてご意見をいただきたいと思えます。

委員) 例えは、城崎温泉が150円で宮津市が200円になった場合、宿泊客が来ないのでないかという話がありましたが、これまでの考え方であればそうかもしれませんが、今は観光客の価値観が変わってきています。入湯税を取ることで、また超過することによって、私たちはどういふことに社会的に貢献できるのだろうか、貢献できるのであればその分を払ってもいいなという意識も出てきています。入湯税の超過といふのは、例えは50円上げるのであれば、50でご縁結びのお金だと名前を変えることによって、コミュニケーションとして良い印象を与えることもあります。入湯税は150円ですがご縁料として50円をプラスしていただきますといふようなコミュニケーションを取ることで変わってくると思えます。どのようにメッセージを発信し、それを受け止めてもらうかということも含めて、むしろ地域貢献できる地域に行きたいと、だから150円の入湯税のところよりも200円のところに行って、自分は50円で地域を応援することが証明できるし、それを受け止めるというキャッチボールができるエリアに行きたいと。逆にそういうお客さんに来てもらいたい。安いから行くのではなく、地域の愛にこえたり、地域のお客さんを愛したいと思えるような関係作りにのために50円を出すんだと考えた方が、入湯税の超過といふよりもよっぽど良いと思えます。

座長) ふるさと納税は、こいういったものに使いますといふだけでなく、今までのあり方がこうであったが、こいう風に変えたい、だから応援していただければこなるんですよといふストーリーがあります。入湯税も、今までこいういったことに使っていたが、こいうことをしたいといふストーリーはあり得るんでこうか。

委員) あり得ると思えます。入湯税ではないですが、スイスでは、子どもたちにチェックインしたときに「環境改善ノートブック」を渡します。それは単なる塗り絵なんですけど、最後のページに「このまちに環境にやさしい提案があれば…」を書いてもらうページがあります。それを書いてもらうと寄附金としていくらかが入る仕組みになっています。子どもたちにはお金はないのですが、地域への寄附としてホテルが払うといふ仕組みがあります。こいういった自分の行為が社会に活けるとか、訪れた場所にきちっと残せるということをお子どものおうちから学習させるということに共感を持つお客さんがいる。ストーリーの重要性とその伝え方が大切だなと感じています。

座長) 今までの入湯税の徴収とその使い道が若干変わってくるということがあるかもしれません。

委員) 実際の入湯税の使い道は、今まで消防や観光に使っていました。今後は、大きく入湯税の用途を変えなくても、意味合いが違いうことで使えば良いのではないのでしょうか。それを、観光で地域を作っていくという姿勢とともに表せば良いのではないのでしょうか。

委員) 税の成り立ちについてお話をさせていただきます。入湯税は法定目的税で、地方税法という法律で定めているものです。税率は標準として150円としています。標準としている意味は、温泉地において1万円のところに泊まっても、10万円のところに泊まっても、30万円のところに泊まっても、標準的には150円ということです。ということは、宿泊料金には連動していない。なぜ連動していないのかは、私の理解の中では、そもそも温泉地というのはどちらかというと田舎の方にあります。財源が十分でないところ。財源を補充するために入湯税というものが作られた。その際に、150円という標準的なものを作ったのは、当該地方団体が徴収しやすい単純さがあるということです。もう一つ担税力です。なぜ入湯税を負担する力があるのか。150円とはいえ、なぜ徴収するのかという議論になった場合に、税の負担能力がどこにあるかということのみます。その際に、観光客が宿泊料として支払う宿泊料金をみているかということと実はしてない。なぜかという、税の徴収の簡便さにプラスして、担税力は当該観光地に訪れた人は、宿泊をするのにその地域を周遊して消費します。例えば平均して5万円かかるとします。5万円もの消費能力がある人であれば、その5万円をどこでキャッチするか。キャッチするポイントとして一番良いのは、宿泊地の旅館やホテルの経営者に特別徴収義務を市町村が課して、5万円の消費能力がある人に150円を払ってくださいと。ですので、1万円や3万円、あるいは10万円の宿泊料金であっても、その宿泊料金を問わないというのが、現行の入湯税の仕組みです。現実的には、宿泊客に150円を払ってくださいという特別徴収義務者である旅館やホテルの経営者が、どのように納得のいくような説明を加味していくことが重要であります。制度としてどういう仕組みになっているのかは、担税力の思想が背後にあるので、150円が標準なのに、なぜそれを上回るのかは課税自主権です。地方自治体が現在の状況を考えて、地域の特性からこうしたい、こういうサービスを充実させたいというときに、150円では足りないからもう50円加えて、こういう使い方をしますということで上乗せをする、当然ながら、広い意味の消費能力が背後にあって、それがあるから標準の150円を200円にするということは全然問題はない。かつ、50円上げたことによって負担者である宿泊客に利益が還元される、こういう説明をしていくことは、十分にあり得る話だと思います。

座長) 担税力の観点からすると、その温泉地として適正なサービスを提供することが前提にあって税が定められている。それは課税自主権で各自治体の裁量である程度は動かせるという理解でよろしいですね。

委員) 入湯税の引上げに関しては、今のコロナ禍の中では難しいと思いますし、観光客が戻ってくるようになって議論が始まるんでしょうけれども、事業者の方はたぶん抵抗があるのだらうと思います。その事業者の皆さんの納得を得るには、入湯税として徴収した税金は目的税なので、ゴミであったり下水道であったりに使っていますということでは事業者の方はピンとこない、我々が徴収した税金はそういうものに使われているんだということで、一部は観光事業者にもフィードバックして支援をされている部分もありますが、入湯税そのものが観光事業者にフィードバックされていませんで、自分たちが徴収した税が何に

使われているのかピンときていないところが事業者にはある。もし、入湯税を引き上げるのであれば、引き上げられた税収が何に使われるのか、それが観光事業者が納得すれば、引き上げられた部分がこういう観光振興に使われるという理解が得られれば可能かも分かりません。引き上げた部分が何に使われるのか、良い考えがあれば可能だと思います。

座長) 正に目的税でありますから、何のためにというところが重要だということです。

委員) 入湯税が下水道とか環境だとかに使われているとすると、目的税でありながら目的がぼやけている感じがしないわけでもない。こんなに真剣に入湯税のことを考えていなかったわけで。精算のときに領収書が発行されて、入湯税が150円で高いや安いとかを感じたことがありませんでした。税の徴収としては、宿泊料は事業者が収入として計上するわけがあります。それに入湯税150円が加わり総額としていくらですという形になると思います。ですので、現在の入湯税3,700万円というものが見える形のものに使っているとか、実績がはっきり分かるようなもの、例えば精算のときに頂戴した入湯税はこういうものに使いましたということが、パンフレットなどで表示できれば理解が得られるのかなと思います。

事務局) 入湯税について、現在は宮津市のルールとして、狭義の観光対策に7割を残りの3割を広義の観光対策に充てさせていただいております。今後、入湯税の超過課税を行うということであれば、充当のルールは変えていかなくてはならないと思っております。ご指摘いただいているようなことも十分に考えた上で制度設計をしなければいけないですし、どのように使っていくかを皆さんにしっかりとお伝えしていきます。

入湯税そのものを払っていただいているのは観光客ですが、特別徴収義務者による制度をとっています。これは宿泊事業者になるわけですが、大変ご負担をいただいていることは間違いのないわけですが、税法上の仕組みであります。特別徴収義務者とはよく話をしていかなければならないと思っております。用途の変更を念頭に置かなければならないだろうと感じております。

委員) 事務局からの話のとおりだと思うし、観光事業者の方はこんなに多くの予算を積んでいることをご存知なんだろうか。何かにつけて観光事業者は不平不満を出しているんですが、こんなにもたくさんの税金を使っているにも拘らず、いろんなことを抗議されていると感じています。今の観光客は、入湯税がいくらかを気にしていることはないのかなと思います。

座長) 税金や財政のことは、市民の皆さんや関係者にも十分な情報が伝わっていないということもあります。いろんな意味で負担を再配分する中で、対応していかなくてはならないと思います。

委員) 今までの議論にありましたように、宿泊税にしろ入湯税にしろ目的税で用途が決まっているということです。つまり、税収規模もさることながら用途という意味でも、財政再建への寄与度は大きくなく僅かです。財政再建の観点からはほとんど期待できない。しかし、観光を中心にまちづくりをやっていくことを考えたときの財源の一つの柱として、宿泊税や入湯税を考えるということであれば、市民負担を更に増やすというよりは、観光客に一定負担をしていただくという観点は必要であろう。このことが財政再建に全く無関係かということそうは思っていない。つまり、観光で良いまちづくりができたとするならば、それは中長期的には、既存の税から税源の涵養につながっていくだろうという期待があっ

のことです。以前に財政分析したときも、結論的には長い目で見て良いまちづくりをしたことが、税源の涵養につながっていった基盤が強化されるだろうというところを期待して、個々にはこういう支出を削ってとか増税してということはありませんが、そんなことぐらいでは財政再建はできません。今言ったような、中長期的な視点で税源を涵養していくという視点なしには、今の状況を改善していくということにはならない。そういう意味で考えていただきたい。

入湯税を具体的にどうするかについては、何のためにやるのかということを考えなくてはいけない。一般市民からすると、入湯税も宿泊税も同じものと思ってしまいます。しかし、それぞれの目的がそもそも違い、後に宿泊税を広域でとったときにはなぜということになりますので、入湯税はこういう目的でこういう風にするということがないといけなくて、しかも超過課税するというのであれば、標準的な財政需要を超える必要があるということが根拠にならなければいけない。観光なり消防なり衛生なり、ここの部分の標準的な財政需要以上の需要が出たので、超過課税しないといけない話になるので、ここはしっかりと押さえておかななくてはならない。

座長) 税源の問題というのは難しい面がありますので、入湯税と宿泊税をひっくるめて判断するというわけにはいきません。一つ一つご意見をいただきたいと思います。入湯税について議論をしていただきました。入湯税については、今後の財源涵養のあり方として「超過課税を検討する」というまとめかたでよろしいでしょうか。

委員) <意見なし>

座長) 入湯税については、このようにまとめさせていただきます。

次に、宿泊税については、先ほど議論がありましたように、かなり質が違う要素があります。市の財政再建のあり方、特に市税のあり方とは少し外れますので、この委員会では議論がありましたという程度に抑えさせていただいた上で、皆様からご意見をいただきたいと思います。

委員) 宿泊税はタイプが2つあります。1つは入湯税からヒントを得て、つまり1万円を超える場合に1泊について100円をとるという仕組みのもの。これは入湯税と同じ。東京都が先行して後に続いた大阪府、京都市、金沢市の多くは宿泊料金の大きさが標準ではなく、その背後にある消費能力をわかりやすくキャッチするために、ホテルの経営者に徴収しなさいと。納税義務者は宿泊者です。その人が役所に持って行くのが大変だから、1泊について100円とか200円をホテルが徴収する。給料でしたら雇用主が所得税を源泉徴収します。雇用主が源泉徴収したものを翌月10日までに税務署に納めます。この雇用主の徴収事務に対しては、国は一切それに対する費用の面倒はみていません。それと同じ発想で入湯税や宿泊税はその系統です。しかし、地方税の入湯税や宿泊税についての徴収事務をしていることから、一部の自治体では金額は多くないですが協力金の負担をしているところもあります。財政状況が大変な宮津市でできるかはわかりませんが。

もう1つは、北海道のニセコ地方では、サンフランシスコがやっているような宿泊料金の何%というやり方。担税力は宿泊料金なんです。入湯税は温泉地だけ。宿泊税は温泉地であろうがなかろうが、宿泊をすることによってその背後に消費能力がありますよという決め方をしている。

座長) 詳しくご説明をいただきました。この委員会の役割について、具体的にこの税についてやるべきとか決定する委員会ではありません。ある程度のことを提言させていただいて、

最終的には市で選択するという事になっておりますので、提言にはどこまで踏み込むかということがあります。現下の状況の中で、この委員会として宿泊税のあり方についてまで言及しなくても、考え方をまとめておく程度が良いと思いますが、いかがでしょうか。

委員) <意見なし>

座長) 提言の中に、宿泊税について触れさせていただくかどうかは、ご意見ありますでしょうか。

委員) 「今後検討していく」程度は問題ないのではないのでしょうか。

座長) 検討する余地はあり得る、今後の課題として検討することもあり得るのではないかというニュアンスでの取りまとめとさせていただきたいと思います。

座長) 次に3つ目の課題については、時間をかけた方が良いと思います。昨年にこの委員会がスタートしたときには、コロナの問題はありませんでした。皆さんの議論のバックグラウンドにはコロナがありますが、アフターコロナについては提言の中には含まないということでもよろしいでしょうか。

委員) 必要ないと思います。

座長) この委員会としてはコロナの件については提言に含めないことといたします。皆さんからの意見をいただいたということですので、後は事務局で全体像をまとめていただきたいと思います。

事務局) 確定しました提言書については、8月上旬あたりに座長から市長にお渡ししていただくこととしております。最後に市長からご挨拶を申し上げます。

市長) 本日は、委員の皆様には大変お忙しい中をありがとうございました。昨年の10月から本日まで計4回にわたりまして、宮津市市税等のあり方検討委員会におきまして、貴重なご意見を賜りありがとうございました。この間、コロナ禍ということで、それぞれに感染拡大防止にご尽力をされたことと思います。この検討委員会では、当初に私からご依頼を申し上げました「本市の行財政の改善点」並びに「本市にふさわしい市税のあり方」この2点につきまして、委員の皆様にご慎重かつ丁寧にご議論をいただき、詳細な分析に基づく課題や今後本市が取り組む方策につきまして、その方向性を示すご意見をいただくことができました。今後とも、宮津市が夢と希望あふれ、そして住み続けられるまちの実現に向けて歩みを進めていく上で、検討委員会からいただきましたご意見、ご提言をしっかりと受け止めて、着実に実施していくことが不可欠だろうと考えております。このご提言については、今後市民や議会、そしてステークホルダーの皆さんとしっかりと対話することが非常に重要であろうと、今日の議論から私も思いましたし、これからしっかりと対話をしてご理解をいただいた上で、この行財政の改善に向け歩みを進めてまいりたいと思います。最終的には私の責任におきまして、本市の市税等の方針を結論付けたいと思っております。検討委員会にご出席をいただきました委員の皆様並びに京都府自治振興課長様には、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも引き続き本市への多大なるご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ですが私からの御礼とさせていただきます。本当にありがとうございました。

事務局) 本委員会はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。